

議案第28号

大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行  
規程の一部を改正する条例案

大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程（平成6年大阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大阪市平野区長吉出戸5丁目3番66号 長吉東部土地区画整理事務所」を「大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業の事務所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程（抄）

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所の所在地は、次のとおりとする。

大阪市平野区長吉出戸5丁目3番66号	長吉東部土地区画整理事務所
北区中之島1丁目3番20号	大阪市役所内